

## 「地方主権」の確立に不可欠な税財政制度の抜本的改革

### 及び地方負担の是正

「地方主権」の確立には、国庫支出金、地方交付税の縮減等による税財政制度の抜本的改革を通じて、国と地方の税源配分を見直し、段階的に地方へ税源を移譲することが必要不可欠である。

また、地方の不合理な財政負担を是正すべきであり、特に、

- 1 国直轄事業負担金について、事業内容及び経費等をほとんど明らかにせず地方への負担を求めている現状を改め、計画段階から緊密に地方と協議するとともに、維持管理費の地方負担を廃止されたい。
- 2 ウィーン条約により免除されている大使館、領事館等の固定資産税、都市計画税の減収分を国が補填されたい。

#### 1 「地方主権」の確立に不可欠な税財政制度の抜本的改革

##### 【提案要求理由】

本年4月に「地方分権一括法」が施行となり、地方分権の第一歩が踏み出されたところであるが、地方税財源の充実確保については、国は中長期的な課題として位置づけ、改革を先送りしている。

真の地方自治とは、制度疲労をきたしている現行の中央集権的な行財政制度を改め、住民に身近な地方自治体が国からの様々な関与を受けずに、住民の意思に基づいて自主的・自立的な行財政運営を行う「地方主権」を確立して初めて実現するものである。

しかし、税財政制度の実状を見ると、国と地方の歳出純計に占める地方の歳出割合と、租税総額に占める地方税の割合との間には、依然として大きな乖離が生じている。これは、国から地方へ、地方交付税や国庫支出金などの形で国税の再配分が行われていることを示すものであり、地方自治体の財政運営は、国からの移転財源に大きく依存することを余儀なくされている。

##### 【具体的な提案要求内容】

「地方主権」を確立し、自主財源による財政運営を行うためには、国庫支出金、地方交付税の縮減等による税財政制度の抜本的改革を通じて、税源配分を見直し、消費税や所得税等の税源を段階的に地方へ移譲することが必要不可欠である。

## 2 不合理な地方財政負担の是正

### 【提案要求理由】

現行の地方税財政制度には様々な問題があるが、中でも国との関係において、以下のように地方が不合理な財政負担を強いられている実態があるため、これを是正すべきである。

### (1) 国直轄事業負担金

#### 【提案要求理由】

国直轄事業については、地方財政法第17条の2第1項に基づき、地方自治体が国に負担金を支出しているが、その事業計画、実施内容及び経費内訳がほとんど明らかにされておらず、維持管理費などについて国庫補助事業との整合もとれていない。

#### 【具体的な提案要求内容】

この不合理性を是正し、地方自治体がその行政責任を果たせるよう、事業の内容及び経費等について計画段階から緊密に地方自治体と協議することを国に義務づけるべく、法制度を整備する必要がある。

### (2) 大使館等に係る減収の補填

#### 【提案要求理由】

大公使館、領事館の用に供する固定資産等で派遣国の所有に係るものについては、「外交関係に関するウィーン条約」等によって、固定資産税及び都市計画税が免除され、地方自治体はその分の税収減を余儀なくされている。

#### 【具体的な提案要求内容】

国は、その責任において、地方自治体に対して適切な補填措置を行う必要がある。